

基礎工事用機械の運転者必携（特別教育用） No.120110  
 新旧対照表 改訂2版2刷（令和元年7月17日）

改訂2版（平成27年5月29日）			改訂2版2刷（令和元年7月17日）																																
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																														
135	表9-3	(省略)	135	表9-3	<p>表9-3 送・配電線からの離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">電路</th> <th rowspan="2">送電電圧 (V)</th> <th colspan="2">最小離隔距離 (m)</th> </tr> <tr> <th>労働基準局長通達※</th> <th>電力会社の目標値 ※※※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配電線</td> <td>100・200以下</td> <td>1.0以上※※</td> <td>2.0以上</td> </tr> <tr> <td>6,600以下</td> <td>1.2以上※※</td> <td>2.0以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">送電線</td> <td>22,000以下</td> <td>2.0以上</td> <td>3.0以上</td> </tr> <tr> <td>66,000以下</td> <td>2.2以上</td> <td>4.0以上</td> </tr> <tr> <td>154,000以下</td> <td>4.0以上</td> <td>5.0以上</td> </tr> <tr> <td>275,000以下</td> <td>6.4以上</td> <td>7.0以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500,000以下</td> <td>10.8以上</td> <td>11.0以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ※昭和50年12月17日基発第759号                  ※※絶縁防護された場合にはこの限りではない。                  ※※※「電力会社の目標値」は、東京電力の場合を示す。本区分及び目標値は電力事業者ごとに異なっている。</p> <p>(赤枠部分修正)</p>	電路	送電電圧 (V)	最小離隔距離 (m)		労働基準局長通達※	電力会社の目標値 ※※※	配電線	100・200以下	1.0以上※※	2.0以上	6,600以下	1.2以上※※	2.0以上	送電線	22,000以下	2.0以上	3.0以上	66,000以下	2.2以上	4.0以上	154,000以下	4.0以上	5.0以上	275,000以下	6.4以上	7.0以上		500,000以下	10.8以上	11.0以上
電路	送電電圧 (V)	最小離隔距離 (m)																																	
		労働基準局長通達※	電力会社の目標値 ※※※																																
配電線	100・200以下	1.0以上※※	2.0以上																																
	6,600以下	1.2以上※※	2.0以上																																
送電線	22,000以下	2.0以上	3.0以上																																
	66,000以下	2.2以上	4.0以上																																
	154,000以下	4.0以上	5.0以上																																
	275,000以下	6.4以上	7.0以上																																
	500,000以下	10.8以上	11.0以上																																